

(教職員用)

体罰の有無についての調査票

記入年月日	平成31年 月 日
職名	
氏名	

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

一文部科学省の通知より

<体罰にあたる行為> (例)

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正坐・直立等の姿勢を長時間保持させる等)

<体罰にあたらぬ行為> (例)

- 次のためにやむを得ず行った有形力の行使
  - ・教員等が防衛のため
  - ・暴力行為を制止するため
  - ・目の危険回避のため
- 以下のような懲戒
  - ・放課後等に教室に残留させる。
  - ・授業中、教室内に起立させる。
  - ・学習課題や清掃活動を課す。
  - ・当番活動を多く割り当てる。
  - ・立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。

それぞれの懲戒が体罰に当たるかどうかは客観的に考慮し、総合的に考え判断する必要があるとされています。

以下の質問にお答えください。

- 1 上記の文部科学省の通知内容を参考にして、今年度(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)、あなたは体罰にあたる行為をしたことがありますか。「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

はい

いいえ

- 2 「1」で「はい」と回答した方にお聞きします。いつごろ、だれに、どんなことをしたのか具体的に記入してください。

いつごろ	
だれに	
どんなことをしたのか	

※後日、詳しくお話をお聞きする場合がございますので御了承ください。

- 3 体罰の根絶に向けてご意見がありましたら、ご記入ください。

調査は以上です。校長宛に1月25日(金)午後3時までに直接御提出ください。  
御協力ありがとうございました。

(保護者用)

体罰の有無についての調査票

学校名	学校	記入年月日	平成31年	月	日
	年 組	児童生徒氏名			
		保護者氏名			

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

一文部科学省の通知より

<体罰にあたる行為> (例)

- 身体に対する侵害 (殴る、蹴る等)
- 肉体的苦痛を与える懲戒 (正坐・直立等の姿勢を長時間保持させる等)

それぞれの懲戒が体罰に当たるかどうかは客観的に考慮し、総合的に考え判断する必要があるとされています。

<体罰にあたらぬ行為> (例)

- 次のためにやむを得ず行った有形力の行使
  - ・教員等が防衛のため
  - ・暴力行為を制止するため
  - ・目の危険回避のため
- 以下のような懲戒
  - ・放課後等に教室に残留させる。
  - ・授業中、教室内に起立させる。
  - ・学習課題や清掃活動を課す。
  - ・当番活動を多く割り当てる。
  - ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

1 上記の文部科学省の通知内容を参考にして、今年度 (平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)、あなたのお子さんが先生方から体罰にあたる行為を受けたことはありますか。「はい」、「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

はい

いいえ

2 「1」で「はい」と回答した方にお聞きします。いつごろ、だれから、どんなことをされたのか具体的に記入してください。

いつごろ	
だれから	
どんなことをされたか	

※後日、詳しくお話をお聞きする場合がございますのでご了承ください。

3 体罰の根絶に向けて御意見がありましたら、ご記入ください。

調査は以上です。提出期限は1月25日(金)午後3時までです。御協力ありがとうございました。